

分野	施策	対象となる計画 (一部抜粋)	意見	回答
1	緊急時の支援体制の充実	<p>個別計画の策定において、自治防災組織等の要請に応じて、要支援者マップづくりの支援を行う。</p> <p>広報あしや6/1号で避難行動要支援者名簿および個別計画の策定に向けた周知を行う。</p>	<p>緊急時の支援体制について、個別計画の作成支援等は更に強化すべきである。</p>	<p>避難行動要支援者名簿に登録された方に関する個別避難計画の作成に関しては、令和3年4月に施行された改正災害対策基本法において市町村の努力義務とされました。</p> <p>今後、防災を所管する総務課と協力しながら先進市町村の事例収集等を行い、危険地域に居住の方、特に支援が必要な方が多い地域から順次計画が作成されるよう努めます。</p>
2	意思疎通支援	<p>庁内に手話奉仕員を配置する(1名)。</p>	<p>手話奉仕員の発掘を推進してもらいたい。</p>	<p>ホームページや広報あしやで手話奉仕員養成講座の開催を周知し受講者の増加に努めます。</p> <p>また、職員も講座を受講し、習得に努めます。</p>
3	障害者事業者差別解消法による合理的配慮に基づく町条例の推進制定	<p>商工会報に障がい者への合理的配慮について記事掲載を依頼し、事業者へ周知する。</p> <p>町のホームページ及び広報あしやで掲載し継続して周知を図る。</p>	<p>障害者差別解消法が改正され民間事業者に対しても合理的配慮の提供が義務付けられたことで、民間事業者等に普及啓発や周知徹底を図る必要性があるのではないかと。</p> <p>また、町の条例の改正も含めて検討及び対策を講じる必要があるのではないかと。</p>	<p>「芦屋町障がい者差別解消条例」のパンフレットをホームページ、広報あしや及び商工会報に掲載するとともに、民間事業者等に広く配布し、周知を図ります。</p> <p>条例改正については、施行後速やかに遠賀郡内4町で足並みを揃えて対応できるよう、今後、協議の場を設けます。</p>

分野	施策	対象となる計画 (一部抜粋)	意見	回答
3	権利擁護の推進	<p>中核機関による成年後見制度に関する相談・周知・制度の支援を行う。</p>	<p>成年後見制度利用支援事業の有効活用を高齢・障がい分野でも連動して、今以上に推進していく必要性を感じる。</p> <p>また社会福祉協議会の日常生活自立支援事業と連動させて展開することも検討していく必要があるのではないか。</p>	<p>高齢者支援係では、成年後見制度利用支援事業に関して、介護保険の枠組みの中の「地域支援事業」の活用を前提として、毎年必要経費を予算計上しています。</p> <p>また、令和2年度に「芦屋町成年後見制度利用促進計画」を策定し、法に基づく中核機関を設置（委託）するなど、制度の利用を必要とされる町民に対する支援体制の構築を行っています。</p> <p>なお、計画策定や中核機関業務の委託に関しては、障がい分野も含めた内容としており、今後も高齢・障がい分野において必要な連携を図って参ります。</p> <p>日常生活自立支援事業については、一定程度の利用者が制度の利用に移行することが考えられることから、中核機関まで含めた町と社会福祉協議会の連携を強化し、切れ目のない支援を目指します。</p>
		<p>制度の相談時、地域包括支援センターの社会福祉士と連携をとり、相談支援機関や関係機関へつなぐことで必要な制度が利用できるようにする。</p>	<p>新型コロナウイルスの影響により収入が減少した方、高齢者・障がい者の単身世帯の増加により日常生活自立支援事業の問い合わせ件数は延べ59件と増加している。</p> <p>今後も相談・契約件数は増加すると予想されるため、日常生活自立支援事業（社協）から成年後見制度（町）へと円滑な移行ができる体制づくりを行うことが必要ではないか。</p>	<p>社会福祉協議会との連携をより一層強化し、必要な利用者に必要な支援が行き届く体制づくりの構築を目指します。</p> <p>また、障がい者・生活支援係と高齢者支援係と常に必要な情報の連携を取り、高齢者・障がい者の方を含めた町民の皆様がスムーズに支援を受けられるよう町と社会福祉協議会の体制強化に努めます。</p>

分野	施策	対象となる計画 (一部抜粋)	意見	回答
9	レクリエーション活動の充実	<p>広報あしやで障がい者レクスポ大会について周知する。 特別支援学級へ障がい者レクスポ大会の開催通知を行う。</p>	<p>障がい者への施策も重要ですが啓発だけでなく、体験的に健常者と障がい者が交流することで理解が深まるのではないかと。 障がい者レクスポ大会に一般の方々が参加・見学しやすくするなど、障がい者と交流する機会を増やしてほしい。</p>	<p>障がい者レクスポ大会については、競技に参加するのは基本的に障がい者のみとなっていますが、ボランティア団体やスポーツ少年団にスタッフとして、また、一部競技にも参加していただき障がい者と健常者が交流する機会としています。 現在、一般の方々への周知・案内は行っていないため、観覧可能としてホームページや広報あしやで周知を行います。</p>
障害者計画 令和2年度取組結果、令和3年度計画について				
国の指針に基づく令和2年度実績	地域包括ケアシステム構築	<p>【基本指針】 市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。 【実績】 遠賀中間地域障がい者自立支援協議会で協議を予定しているが、現状として協議の場の設置までは至っていない。</p>	<p>協議の場の設置まで至っていない理由は何か。</p>	<p>遠賀中間地域障がい者自立支援協議会で協議の場を設置することとしましたが、地域生活支援拠点等の未整備機能（体験の機会・場の提供）の協議、地域生活支援拠点等事業の評価・検証に係る協議等に時間を要したため、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、協議の場の設置まで至ることができませんでした。 令和3年度は中間市・遠賀郡内4町・福祉事務所で協議を開始し、事業の進め方について検討を行います。</p>